法定調書の提出は つつる スツリリ



約4人に3人が利用

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して法定調書を提出することができます。 特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用が便利です。

e-Taxソフト(WEB版)で簡単提出

ご利用方法は裏面へ!

e-Taxソフトのインストール不要!WEB上で法定調書を作成・提出が可能!

(対象法定調書)

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

CSVファイル等作成・分割ツールをリリースしました。

上記の法定調書の提出用CSVファイルを作成する際に、CSVファイルの作成・ [データチェック・CSVファイルの分割(※)が可能!

※ e-Taxソフト(WEB版)の送信上限(6,900レコード程度、かつ、データ容量20MB以下) を超えないように、送信上限内にCSVファイルを分割することができます。 (https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/hoteichosho/csv tool.htm)



(CSVツール)

eLTAXで市区町村と税務署に同時提出

PCdesk等のeLTAX対応 ソフトで一括作成・一括送信 給与支払報告書を 市区町村へ提出

給与所得の源泉徴収票を 税務署へ提出



マイナポータルとの連携で給与所得の源泉徴収票情報を自動力

事業主の方がe-Tax提出

従業員の方が マイナポータル連携を利用



e-Tax等による法定調書提出の義務基準の引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から30枚以上に引き下げられます。 令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に 提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。



(e-Tax等義務化)



e-Taxソフト(WEB版)のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト(WEB版)ヘアクセス

① e-Taxホームページにアクセス

(https://www.e-tax.nta.go.jp)

- ②右上部「ログイン」をクリック
- ③「個人の方」又は「法人の方」をクリック

e-Tax web ログイン





STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方

「初めての方はアカウント作成」を選択!

既にe-Taxをご利用の方

ログイン後

- ●で利用者情報の登録!
- ②で給与所得の源泉徴収票の作成!
- ※ e-Taxソフト(WEB版)を初めて 利用する場合のみ、●の手続が必要です。

※e-Taxご利用の流れについてはこちら





STEP 3

源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、

①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成した CSVファイルを読み込む場合は、

②をクリックします。



申告・申請・納税 新規作成(給与所得の源泉最収票等の法定調書(及び同合計表)(平成28年1月

! 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、電子証明書で電子署名を付与して送信!

電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。 法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。